

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：特定疾患対策費

事業名 小児アレルギー・エドューケーター養成促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 難病対策 電話番号：058-272-1111 (内 2547)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 250 千円 (前年度予算額：250 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 250 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 250 |
| 要求額 | 250 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 250 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成 26 年 6 月にアレルギー疾患対策基本法が成立し、平成 27 年 12 月に施行された。

これを受け県では、平成 29 年度に、本県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を保健医療計画において策定した。

アレルギー疾患対策では、県民がその居住する地域に関わらず、等しく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるようにするため、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する看護師、管理栄養士等アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る必要がある。

専門知識と技術をもって、コントロールの難しいぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどのアレルギー疾患の子ども・家族への患者教育を行うことができる小児アレルギー・エドューケーターは、県内に 5 名程度しかいないことから、その養成等を支援する。

(2) 事業内容

小児アレルギー・エドューケーターは、一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会が実施する試験に合格した上で認定されるものであり、基礎講習会の講習料や試験料などの必要経費が計 11 万円となっている。また、資格取得後も 5

年ごとに更新が必要で、その間の臨床実績の単位と指導実績症例報告が必要となることに加え、認定更新時諸費用は3万3000円である。

そこで、小児アレルギー・エデュケーターの合格者に対し、取得及び更新に要した費用の一部を奨励金として還付することで、資格取得を促す。

補助対象経費：小児アレルギー疾患基礎講習会受講料3万3000円、受講資格試験1万1000円、認定講習会受講料3万3000円、認定審査料1万1000円、認定料2万2000円、更新認定審査料1万1000円、更新認定料2万2000円

補助基準額：10万円

補助率：1/2

(3) 県負担・補助率の考え方

県が策定した第7期保健医療計画のアレルギー疾患対策に基づき実施する事業であり、県費負担が妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額(千円) | 事業内容の詳細 |
|------|--------|---------------------|
| 補助金 | 250 | 資格取得及び資格更新に要する経費の助成 |
| 合計 | 250 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期保健医療計画(アレルギー疾患対策)。

(2) 国・他県の状況

国は平成29年3月に、アレルギー疾患対策基本指針を策定しており、都道府県はこの指針に則って、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定し、施策を推進することとされている。

(3) 事業主体及びその妥当性

上記(2)により、県が実施することは妥当である。

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 小児アレルギー・エデュケーター養成促進補助金 |
| 補助事業者（団体） | 小児アレルギー・エデュケーター（以下「エデュケーター」という。）を養成し、雇用している医療機関 （理由）エデュケーターの認定取得には多くの時間と費用が掛かることから、医療機関の理解の促進と負担の軽減の観点から、県内の医療機関を対象とする。 |
| 補助事業の概要 | （目的）専門知識と技術をもって、コントロールの難しいぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどのアレルギー疾患の子ども・家族への患者教育を行うことができるエデュケーターは、県内に5名程度しかいないことから、その養成を支援する。 （内容）県内のアレルギー疾患医療体制の充実を図るために、高度な知識と指導技術を習得したエデュケーターを養成し、県内の医療機関に従事していただく。 |
| 補助率等 | 定額・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （内容）5万円以内（補助対象経費の1/2） （理由）エデュケーターの認定取得には多くの時間と費用が掛かるが、個人の資格となることから、補助率は1/2とする。 |
| 補助効果 | 県内におけるエデュケーターの増加（アレルギー疾患医療体制の充実）。 |
| 終期の設定 | 終期：令和4年度 （理由）継続的に実施する必要があるが、事業内容の見直し時点として設定する。 |

（事業目標）

| |
|---|
| <p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>県内における小児アレルギー・エデュケーターの増加（ヘルスプランにおいて目標値を設定）</p> |
|---|

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H29) | 目標 (R3年度末) | 目標 (終期) |
|--------------------------|------------------|---------------|------------|
| 県内における小児アレルギー・エデュケーターの増加 | 5人 | 10人 | 20人 |

| | H29 年度 | H30 年度 | H31 年度 | R2 年度 | R3 年度 (要求) |
|---------|--------|--------|--------|-----------------|-----------------|
| 補助金交付実績 | 千円 | 千円 | 千円 | (予算額) 250 千円 | (要求額) 250 千円 |
| 指標①目標 | | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| 指標①実績 | | 5 人 | 5 人 | (推計値) 6 人 | (推計値) - |
| 指標①達成率 | % | 50% | 50% | (推計値) 60% | (推計値) - |

(前年度の成果)

・医療関係者に対し事業の周知を実施

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
当該制度の取得促進。

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p> | |
| (評価) ○ | アレルギー疾患対策法第13条に基づき、県ではアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定。本計画に基づき実施するものであり、必要性が高い。 |
| <p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p> | |
| (評価) △ | 前年度補助申請件数が0件であったため、活用しやすい制度とするため、事業の見直しを検討する。 |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p> | |
| (評価) ○ | 医療機関やアレルギー疾患医療拠点病院の意見をきき、事業を進めている。 |

(事業の見直し検討)

・現在は資格取得費用のみを対象経費としているが、5年毎に資格の更新が必要であり、資格を継続して保有してもらうため、対象経費を拡充し、更新費用にかかる経費も補助対象経費とする。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止
(理由)